

(2) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、工事請負契約の締結についての議決の一部を変更することについて、次のとおり専決処分をする。

平成27年3月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

工事請負契約（街路滝山桜谷線トンネル工事（交付金））の締結についての議決の一部変更について

街路滝山桜谷線トンネル工事（交付金）に係る工事請負契約の締結についての議決（平成25年12月17日議決）の一部を次のとおり変更する。

6 工事完成期限中「平成27年5月13日」を「平成27年9月16日」に改める。